平成２２年（フ）第２１３８３号
東京都北区豊島８丁目15―２―406
債務者　金沢　伸治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３８４号
千葉県木更津市清見台東２丁目９―８
債務者　都築美奈子（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３８５号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　辻　　信人
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３８７号
東京都江戸川区大杉３丁目24―12　グレースホームⅢ201
債務者　大塚　志頼
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７号
熊本県菊池市今143番地１
債務者　勝部麻衣子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１７３０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1107―412
債務者　須藤カズ子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２２４号
大阪市住吉区南住吉２丁目３番２号　サウス住吉602号
債務者　門脇　清人（旧姓白尾）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３１９号
大阪府枚方市村野東町28番14号
債務者　河野　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３号
島根県益田市久城町474番地８
債務者　椋木賀壽男
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第５４号
島根県益田市久城町474番地８
債務者　椋木　令子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第６９号
島根県益田市久城町472番地22
債務者　寺戸　政彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１７４６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地93―305
債務者　末永　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６４号
北海道帯広市大空町９丁目５番地　藤103
債務者　大竹　弘悦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
北海道帯広市西３条南22丁目12番地２
債務者　三木　一朗
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
北海道帯広市西３条南22丁目12番地２
債務者　三木　美里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４６号
島根県浜田市三隅町黒沢877番地
破産者　河野　勇二
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部